

## 島根県中山間地域研究センター研究報告「投稿・出版規定」

### I 趣旨

当センターで行った研究のうち所定の目標を達成したもの、あるいは得られた結果の一部をまとめ、新規性や独自性が認められ、かつ記録の必要があると判断された内容について、執筆者の見解とともに報告する。学術雑誌などで報告した内容は、新たな知見や解説を追加して報告することができる。

### II 執筆者

当センター職員を筆頭著者にする。元職員や客員研究員を筆頭著者にする場合は、出版委員会で適否を協議する。共著者は研究や論文執筆に不可欠かつ重要な役割を果たした者に限る。

### III 原稿の種類

次の4種類とする。

総説は10ページ以内、論文は8ページ以内、短報と資料は6ページ以内とする。

総説：特定の課題に関する研究を広くかつ客観的にまとめて解説したもの。

論文：研究の結果をまとめ、これに考察と結論を加えたもの。

短報：新しい知見の速報、新しい研究方法を紹介し、それらの有用性を述べたもの。

資料：利用価値をもつ観察結果や試験データとその解釈。

### IV 原稿の構成

和文原稿とし、下記の項目を①～④の順番に掲載する。

①表題、著者名、英文表題、著者英名

②要旨、キーワード

③本文、引用文献（社会科学分野の原稿は参考文献、注釈の記載も認める）

④ABSTRACT

### V 原稿作成

書式や記述方法は、別に定める島根県中山間地域研究センター研究報告「執筆要領」に従う。

### VI 執筆希望の申請

原稿に使用するデータ、報告の結論などを決めて、科長などなどから投稿の承諾を得る。

提出原稿の表題、ページ数を出版委員会へ報告する。

### VII 原稿提出

共著者、科長などによる校閲を受け、修正が完了した原稿を出版委員会へ提出する。

### VIII 審査

所内で選出された出版委員が審査を行う。原稿1題当たり出版委員2名以上が審査し、原稿ごとの審査員は出版委員長が指名する。

執筆者は審査員が指摘した項目を修正して再提出する。

## Ⅸ 出版スケジュール

原則、毎年1回、以下のスケジュールで出版する。

執筆希望の申請	11月末日まで
原稿提出	1月末日まで
審査、修正	3月末日まで
校正	4月末日まで
発行	5月

\*期限に間に合わない場合は、翌年度発行分の原稿として扱う。

## Ⅹ 著作権

本報告の著作権は島根県中山間地域研究センターに帰属する。文章や図表などを転載する場合は当センター所長の承諾を得る必要がある。

島根県中山間地域研究センター  
出版委員会